



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成28年5月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に準じて、（仮称）都市計画道路殿町羽田空港線道路整備事業に係る自主的環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

事業の基本的事項	事業者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	事業の名称	（仮称）都市計画道路殿町羽田空港線道路整備事業
	事業の種類	道路の新設 （川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価）
	事業を実施する区域	川崎市川崎区殿町3丁目地内
	事業の目的	道路の新設による殿町地区と羽田空港跡地地区の連携強化
	事業の内容	位置：川崎市川崎区殿町3丁目地内 延長：約590m 計画幅員：17.3m（標準） 車線数：2車線（片側1車線）
	事業の施行期間	平成29年7月（工事着手予定）～平成32年9月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年5月27日（金）～平成28年7月11日（月） ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び 環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の当該準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成28年7月11日（月） （郵送の場合は、平成28年7月11日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156